

議案第 1 1 号

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市簡易水道条例（平成 1 7 年条例第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後		改正前	
別表第 1 簡易水道の給水区域		別表第 1 簡易水道の給水区域	
簡易水道名	給水区域	簡易水道名	給水区域
(略)		(略)	
古藪簡易水道	川之内古藪	古藪簡易水道	川之内古藪
(略)		<u>中津川簡易水道</u>	<u>中津川（矢野畑を除く。）</u>
(略)		(略)	
上高野地条例水道	上高野地	上高野地条例水道	上高野地
		<u>谷条例水道</u>	<u>谷</u>
		<u>日土東北簡易水道</u>	<u>日土町（川辻 小坂 森山 久保田 福岡 檜木 筵 田 尾之花）</u>

改正後						改正前					
別表第2 水道料金						別表第2 水道料金					
簡易水道名	用途	基本 水量	基本 料金	超過水量	超過料金 (1m ³ に つき)	簡易水道名	用途	基本 水量	基本 料金	超過水量	超過料金 (1m ³ に つき)
(略)						(略)					
古藪簡易水道	一般用		220円			古藪簡易水道	一般用		220円		
(略)						<u>中津川簡易水道</u>	<u>一般用</u>		<u>220円</u>		
上高野地条例水道	一般用		340円			(略)					
						上高野地条例水道	一般用		340円		
						<u>谷条例水道</u>	<u>一般用</u>	<u>10m³</u>	<u>1,500円</u>	<u>10m³を超えるもの</u>	<u>150円</u>
						<u>日土東北簡易水道</u>	<u>一般用</u>	<u>10m³</u>	<u>1,400円</u>	<u>10m³を超えるもの</u>	<u>140円</u>
					<u>営業用</u>		<u>10m³</u>	<u>2,010円</u>	<u>10m³を超えるもの</u>	<u>190円</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市簡易水道条例別表第1及び別表第2の規定は、平成29年6月分の水道料金から適用し、平成29年5月分までの水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

簡易水道事業の一部を八幡浜市水道事業に統合することに伴い、所要の改正を行うため。

